

令和3年3月18日  
役員会決定  
改正 令和4年1月27日

## 東京大学経営協議会の学外委員の選考方針等について

経営協議会の学外委員（東京大学経営協議会規則（平成16年4月1日東大規則第3号）第3条第1項第4号の委員をいう。以下同じ。）については、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものから総長が任命することとされている。これを踏まえ、学外委員の構成については、下記1に掲げる事項に基づくものとする。また、各学外委員の選考にあたっては、下記2に掲げる事項を全て満たしていると認められる者から選考する。なお、学外委員の任命後は、速やかに下記3.に掲げる事項（(2)に掲げる事項にあつては、事前に当該委員の同意を得るものとする。）を公表するものとする。

### 記

#### 1. 学外委員の構成に関する方針

- (1) 社会の多様なステークホルダーを考慮しつつ、性別並びに日本国外での活動経験、職歴及び年齢等の多様性を図る。特に性別に関しては、学外委員に占める女性割合がおおよそ5割となるようにする。
- (2) 大学法人の理事経験者及びこれに準じる者（以下「理事等経験者」という。）及び常勤の教職員経験者であつて大学法人に10年以上勤務した者の学外委員に占める割合は、合わせて2割を超えてはならないものとする。
- (3) 大学法人の総長経験者は学外委員に就任することができないものとする。また、大学法人の理事等経験者が学外委員に就任する場合は、大学法人退職後6年を経過していなければならないものとする。

#### 2. 学外委員の選考方針

- (1) 経営に関する専門的知見など高い識見を有し、大学法人の経営に広く社会の多様な意見を反映させられるよう、意見を述べるとともに、必要な助言を与えられること。
- (2) 東京大学憲章、東京大学が掲げる行動指針に定める理念と目標を共有し、「世界の公共性に奉仕する大学」を目指し、その実現に貢献できること。
- (3) 世界の公共性に奉仕する東京大学の使命を踏まえ、地球と人類社会の未来に貢献する知の協創の世界拠点の形成に向けて、東京大学と社会のステークホルダーの双方向的な連携を推進し、互いに共通する公共的な利益を追求できるよう尽力する意思を有すること。

#### 3. 学外委員任命後の公表事項

- (1) 選考理由
- (2) 略歴

(3) 過去の任期も含めた経営協議会委員の在任年数

(4) 大学法人との関係

附 則

この決定は、令和3年4月1日後に新たに任命される者について適用する。

附 則

この決定は、令和4年4月1日から新たに任命される者について適用する。